

令和5年度第1回宇佐市総合教育会議 会議録

日時：令和5年11月2日（木）9：30～

場所：宇佐市役所本庁 本館3階35会議室

出席者：

【委員】

市長部局	是永市長
教育委員会	川島教育長
	古里教育長職務代理者
	佐藤委員
	徳光委員
	小野委員

【関係課】

教育委員会	末宗教育次長（兼教育総務課長）	
	学校教育課	三浦課長
	社会教育課	〆野課長
	図書館	松壽館長
	学校給食課	香下課長
	教育総務課	時枝主幹（総括）
市長部局	危機管理課	中島課長
		棟形課長補佐（総括）
	土木課	熊埜御堂課長
		安部課長補佐（総括）

【事務局】

総務課	恵良課長
	川谷課長補佐（総括）
	溝部副主幹

○総務課長

皆様おはようございます。事務局を務めさせていただきます、総務課長の恵良です。よろしくお願いたします。それでは、ただいまから令和5年度第1回宇佐市総合教育会議を開会いたします。なお、協議内容により土木課長と危機管理課長に出席を要請しておりますのでご報告いたします。両課長とも議題2の前に入室いたします。

それでは、開会にあたり皆様にご了承いただきたい旨があります。地方教育行政の組織

及び運営に関する法律の規定では、「総合教育会議は個人の秘密を保つため必要がある場合及び会議の公正が害される場合等を除き公開する」と定められていますので、原則、公開で開催させていただきます。よろしくお願いいたします。

また、本日皆様にお配りしている資料の確認をしたいと思います。会議次第のほかに「令和5年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価に関する報告書」が1部、生活道路の防犯安全に関する資料として「危機管理課資料」と「土木課資料」が各1部ずつ、以上の3点となりますが、お手元にございますでしょうか。

それでは、はじめに、是永市長から挨拶を申し上げます。よろしくお願いいたします。

## ○市長

皆さんおはようございます。市長の是永でございます。本日は令和5年度第1回宇佐市総合教育会議に何かとお忙しい中、ご出席を賜り誠にありがとうございます。また、平素より宇佐市の教育の充実・発展のために、ご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。本日の総合教育会議は、川島教育長をお迎えして初めて開催するものであります。これまでと同様、市長部局と教育委員会との連携を深め、宇佐市の教育行政の進展に寄与できればと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

さて、新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことによりまして、運動会また修学旅行をはじめ、様々な行事がコロナ以前のように開催されております。一方で、インフルエンザによる学級閉鎖が相次いでいるとお聞きしております。本市では中学生までのインフルエンザの予防接種費用について2回まで自己負担1,000円で助成を行っております。早めの接種を呼びかけたいと思います。

次に教育委員会関連の事業についてご説明申し上げます。まず、市議会9月の定例会におきまして、小学校及び図書館に防犯カメラを設置する予算を計上し、可決されました。トラブルの抑止・防止を目的として、小学生や市民の方々が安心して安全に過ごせる環境を整備していきたいと思っております。また、先般、長洲公民館複合施設の施設部分が完成いたしました。これから備品等を配備し、令和6年2月から供用開始を予定しております。さらに現在、豊川小学校の増築事業及び西部中学校の長寿命化改修事業を行っておりまして、双方とも、令和6年度末の完了を予定しております。今後とも教育関連施設を計画的に改修整備して参りたいと考えております。皆様方のご理解、ご協力よろしくお願いいたします。

結びになりますけれども、本日の会議は、「令和5年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価に関する報告書について」と「生活道路の防犯・安全について」であります。委員の皆様には、本日の会議がより有意義なものとなりますよう、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。私からの挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

## ○総務課長

ありがとうございました。それでは、次第3の協議・調整事項に入ります。会議の議長は宇佐市総合教育会議設置要綱第4条第1項の規定に基づき市長にお願いいたします。

## ○市長

それでは、規定によりまして議長を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。早速、次第に沿って進めさせていただきます。協議・調整事項の議題の1点目「令和5年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価に関する報告書（令和4年度対象）」について教育委員会からご説明をお願いいたします。

## ○教育次長

おはようございます。教育次長の末宗でございます。私の方からは、協議・調整事項の1点目「令和5年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価に関する報告書（令和4年度対象）」の全体的な説明をさせていただきます。着座にて失礼いたします。

まず、報告書の1・2ページに概要を記載しておりますのでご覧ください。この報告書は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、令和4年度教育委員会の基本方針に沿って、教育委員会の各課が1年間取り組んだ事業の執行状況について、教育に関し学識経験を有する3名の事務点検評価委員より、外部評価をいただき作成をしたものでございます。

1ページのフロー図を簡単にご説明申し上げますが、まず①のところで各課で施策ごとに点検評価を行いまして、その内容を②で教育委員会の課長で構成しております施策評価委員会で自己評価をします。その後③で点検評価委員による会議を3回ほど開催し、外部評価を受けたものでございます。点検評価委員は2ページに名簿を掲載しておりますのでご覧ください。

次に3ページから13ページまでは、教育委員会の会議の状況や概要を記載しております。3・4ページは教育委員会の制度と構成。5ページから9ページは令和4年度の教育委員会議の開催状況。10ページからは研修や総合教育会議、教育委員会便りの発行などを掲載しております。

続きまして、15ページをお開きください。宇佐市教育振興基本計画の施策体系の「3つのビジョン」と「10の取組の方向」さらに、この取組の方向に基づく「30の重点施策」を掲載しております。この重点施策ごとに16ページから56ページまで点検評価シートを作成し、3名の点検評価委員に評価をしていただきました。その点検及び評価の結果についてご報告をいたします。

集計が57ページに記載をしておりますのでご覧ください。点検及び評価の結果でございます。下段に評価分析の円グラフと表がございますが、令和4年度の施策件数は全部で

155 件でございました。そのうち、計画通り順調で成果が上がっている A 評価が 130 件で 83.9%。概ね計画通り進んでいる B 評価が 19 件で 12.2%。計画がやや遅れている C 評価はございませんでした。計画が大幅に遅れている D 評価は 2 件で 1.3%。実施できない・評価対象外の E 評価は 4 件で 2.6%となっております。なお、今年度の評価につきましても昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染拡大のため、計画していたが中止や未実施となった施策については、評価対象外として E 評価としております。また、施策の一部がコロナ感染症の影響により中止や未実施の場合は、残りの施策などの状況を総合的に勘案し評価を行っております。

内容につきまして、A 評価と B 評価の施策については省略をさせていただきますが、特に評価の低かった D 評価 2 件と E 評価 4 件につきまして、説明をさせていただきます。まず 18 ページをお開きください。重点施策（2）幼児教育の充実のうち、①宇高地区幼稚園教育協議会は令和 3 年度からの四日市幼稚園休園に伴い未実施で E 評価となっております。続きまして、35 ページをお開きください。重点施策（11）小中高連携教育の充実のうち、②高校とのジョイント事業もコロナ感染拡大防止に伴い中止で E 評価となっております。次に 50 ページをお開きください。平和ミュージアム関連の重点施策（24）資料館の機能拡充のうち、①建設準備委員会の開催は資料館建設事業が進捗していない状況を踏まえ未実施のため D 評価、②建築工事展示業務委託は社会経済情勢を鑑み再発注を見送ったため D 評価、③パールハーバー航空博物館国際交流事業はコロナの影響により未実施で E 評価となっております。次に 52 ページをお開きください。重点施策（26）文化財の調査と保護のうち、②民間開発対応発掘調査事業は民間開発に伴う発掘調査がなかったため E 評価となっております。以上、E 評価 4 件のうちコロナの影響が 2 件、その他の理由が 2 件となっております。以上がそれぞれの事業についての評価でございます。

続きまして、点検評価委員さんの各課の評価の総評について、ご説明をさせていただきます。お手元に下線をひいた別刷りの資料があると思うのですが、こちらの資料でご説明いたします。この資料は点検評価報告書の 58 ページ以降の部分となっております。下線部分を読み上げて説明いたしますのでご確認いただきたいと思います。

まず、教育総務課でございます。教育委員の視察・研修につきましては、学校訪問が計画通り実施でき学校との連携強化が図れました。また、オンラインで開催されました研究協議会や研修会に参加し、全国各市町村の教育委員会と情報共有や意見交換をすることができました。公立学校適正規模及び適正配置等につきましては、「小中学校における適正規模・適正配置に関する基本方針」に基づき、子どもを中心に据えた魅力ある学校づくりに向けて、学校の持続可能性を高めるための方策の検討を進め、実行していく必要があります。安全・安心な学校づくりにつきましては、遊具の整備・充実に向けて個別遊具を小学校 4 校に 5 基設置いたしました。今後もバリアフリー化の推進、小学校遊具の整備・充実、非構造部材の耐震化について計画的に取り組むことが重要であります。学校施設・設

備の充実につきましては、トイレの環境改善を実施し、便器の洋式化率は66%となりまして「宇佐市教育振興基本計画」で掲げた指標の『令和6年度末65%』をすでに達成しております。豊川小学校増築事業及び西武中学校長寿命化改修事業につきましても、指標どおり順調に事業を進めることができました。今後も「宇佐市学校施設長寿命化計画」に基づき、学校施設の長寿命化対策に取り組むなど、よりよい教育環境の整備に努める必要があると総評をいただいております。

続きまして、学校教育課でございます。まず、就学前教育におきましては、小学校教育への円滑な接続の取組をさらに進めていくことが重要であることから、「宇佐市幼児教育振興プログラム」を策定しております。今後も幼児教育・保育関連施設や関係各課との密接な連携を図りながら、共通認識のもとで就学前教育に取り組む必要があります。また、安全・安心な学校づくりにつきましては、自然災害や交通事故はもとより、新型コロナウイルス感染症により心身の健康や安全が脅かされている中、避難訓練等による防災教育や通学路の安全確保、新型コロナウイルス感染症対策等、命と健康を守る取組が重要となっております。教職員の時間外勤務につきましては、タイムカードによる客観的な把握や音声電話の取組により減ってきてはありますが、今後さらに学校・家庭・地域・関係機関等との連携を強化し、事務負担軽減の環境を作る必要があります。教育内容の充実につきましては、新学習指導要領が示す「主体的・対話的で深い学び」の視点から授業改善を目指してきました。国の「GIGAスクール構想」により配布されました1人1台のタブレット端末をさらに有効活用できるよう、環境整備や教職員研修を充実させていく必要があります。教員不足につきましては、宇佐市も例外ではなく、県費教職員については、定数不足に加え、産休・病休等の代替臨時講師にも欠員が生じています。市費職員につきましては、現在、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、市独自での複式授業改善臨時教員、特別支援教育支援員等の配置による、個に応じたきめ細かい指導や教職員の業務支援が図れました。しかし、今後も人材確保は喫緊の課題でもあり、県費教職員については、県教育委員会に強く配置を要望するとともに、市費職員についても、学校現場の支援につながるような配置を考えていく必要があります。特別支援教育につきましては、特別支援教育就学奨励費の支給や特別支援学校教諭免許の取得率向上に向けた説明会の開催、「あしあとファイル」の配布等を行っていますが、さらに取組を進めていく必要があると総評をいただいております。

続きまして、社会教育課でございます。まず、施設整備につきましては、老朽化が進んでいる長洲公民館を複合施設とし、令和6年2月供用開始にあわせて利用促進を図ることとします。また、公民館等での講座や教育においては、学習プログラム及び目標をより具体的に設定し、生涯学習の推進を図っていく必要があります。子どもへの活動支援については、学校支援や小学生チャレンジ教室、未来創生塾事業など、学校・家庭・地域の連携をより一層密にすることが重要となります。家庭教育においては、出生前から家庭教育の

重要性の周知や啓発に取り組むことも必要となっています。また、保護者自らが家庭教育の主体であるという意識づけや、地域をはじめとした様々なつながり作りを図ることが重要であります。同和問題をはじめとする人権問題につきましては、公民館・集会所を拠点とした学習を通して、正しい知識と人権感覚を持ち、差別をなくしていこうとする人権教育の推進を図る必要があります。平和ミュージアム構想につきましては、資料館建設事業において、社会経済情勢や市の財政状況を総合的に判断し、工事発注が見送り状態にあるが、戦後80年に向け建設準備委員会を開催し、再発注に向けた事業スケジュールの再構築が必要であります。1ページめくっていただいて、文化財関係でございますが、各種文化財の保存や継承については、令和5年7月に策定しました「宇佐市文化財保存活用地域計画」における基本方針に従い、相互の連携を図りながら市民の身近にある公共施設での公開など、活用を図ることが大切であります。安心院・院内地域教育係でございますが、各種講座については、中央公民館を中心として、各地区公民館がお互いに連携を図りながら、青壮年層へ参加の拡大を図るとともに、地域課題の解決に向けての企画や地域住民のニーズにあった参加しやすく魅力ある講座の開設に取り組み、生涯学習活動機会の拡充に努めることが重要であると総評をいただいております。

続きまして、1ページめくっていただいて図書館でございます。貸出サービスについては、コロナ禍による利用控えや利用制限が長期化する中、感染予防対策を講じながら指標に近い実績を上げているとの評価を得ました。児童サービスについては、平成30年度に策定した「第三次宇佐市子ども読書活動推進計画」が今年度で5年間の計画満了の年を迎えるため、来年度発行予定の「第四次計画」の策定準備のための読書調査（アンケート）を実施し、計画的に準備を進める必要があります。電子図書館サービスの充実と利用啓発、リモート参加型や動画配信受講型による主催講座を実施し非来館型サービスを工夫してきましたが、コロナ禍後においてもインターネットを活用した新たな図書館サービスの実施は有効であります。施設面でございますが、経年劣化により改修・修繕の必要な施設・設備も多く、多額の経費が含まれる施設整備については、今後とも長期的・計画的に実施していくことが課題であると総評をいただいております。

最後に学校給食課でございます。令和4年度から新たな施策として、給食にデザートやふりかけ等の副食品を提供することで、給食のボリューム感やおいしさをアップすることによる給食の充実に努めました。また、地産地消の取組として毎月実施しております「ふるさと給食」をはじめ、県事業であります「学校給食1日まるごと大分県」において地場産食材の活用に取り組みました。最後のページですが、食育の推進につきましては、栄養教諭による学校の給食時間での食育指導や学校と連携した食育授業により、学校給食で摂取する栄養価の大切さや「望ましい食習慣」「食に関する自己管理能力」が身につくよう指導に努め、引き続き食に関する指導を積極的に行い、児童生徒や保護者の食に対する関心を高める必要があります。また、「宇佐市学校給食衛生管理基準ガイドライン」の周知

徹底、異物混入対応等について衛生講習会の実施や意識向上に努め、施設については、有害生物モニタリングなどを実施し、衛生管理及び安全管理を図りました。アレルギー対応につきましては、今後も保護者・学校・センターが連携し、除去食・代替食を提供し、食物アレルギー事故防止に努めます。最後になりますが、給食会計においては、今後、学校給食運営委員会の会計から市の会計に組み入れる公会計課導入に向けて、未納給食費の取扱いをはじめとした法整備や事務の効率化など、関係各課と協議・連携を図りながら円滑に移行できるよう進めていく必要があると総評をいただいております。

以上が、各課の主な総評となっております。この評価結果を次の取組に反映させるため、PDCAサイクルを行いながら施策のレベルアップにつなげて参りたいと考えております。説明については以上でございます。

#### ○市長

ありがとうございました。以上で説明を終わりましたが、委員の皆さんからご意見・ご質問等ございますでしょうか。古里委員どうぞ。

#### ○古里委員

学校教育課の就学前教育のところなんです。「今後も幼児教育・保育関連施設や関係各課との密接な連携を図りながら、共通認識のもとで就学前教育に取り組む必要がある」というのは、喫緊の課題だと思います。自治体によっては、教育委員会の中に子育て支援課が位置付けられたところがあるほど、連携が不可欠になってきていると思います。

私は小学校1年生と2年生の多人数学級支援員として勤務したことがあります。発達に課題のある子どもが非常に増えています。また、若い教職員が増えていて、低学年を担当することが多く、そういった子どもの対応に振り回されている状況が数多く見受けられます。小学校に入ってから発達障害が現れる場合もあるのかもしれませんが、就学前からいろんな課題があったのではないのかなと思うことも多々あります。

幼児教育は生涯にわたる人格形成の基礎であるという観点からも、子育て支援の関わりは非常に重要になってくると思いますので、3歳児健診や保育園等の保育現場に子育て支援が積極的に関わり学校教育と情報共有が出来たら、早期に子どもに合った対応が取れて、いろんな課題が落ち着いてくることもあるのではないかと思いますので、子育て支援を中心としたネットワークづくりに取り組んでいただけたらありがたいなと思います。

#### ○市長

貴重なご意見ありがとうございました。就学前教育と子育て支援の連携についてだと思いますが、学校教育課長、いまの取組状況や今後の予定についてお願いします。

○学校教育課長

小学校低学年児童の対応については、これまで以上に様々な特性を持った子どもたちが入学してきているので、学校現場がその対応に追われている部分はあると思います。学校教育課としては特別支援教育支援員の配置等をしてしておりますが、就学前のつながりという部分は大切だと考えておりますので、子育て支援課が実施している「5歳児すこやか相談会」に担当職員が参加し、そこから保護者とのつながりを作っていきながら、就学に向けての支援を図っているところです。就学する学校とどのように共通理解を図っていくかという部分は、就学前になってから取り組むこととなります。もう少し密に連携がとれるようにすると入学した後に十分な対応が可能になると思いますので、その辺は検討していきたいと考えております。

○市長

ありがとうございました。いかがでしょう。

○古里委員

若い先生が希望を持って学校現場に入ってきたのに、様々な特性を持った子どもたちの対応で疲弊していくのは見ていて非常に辛いものがあります。もう少し子育て支援との連携による就学前の支援ができれば、教員を目指す人も増えてくると思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○学校教育課長

ありがとうございます。

○市長

学校教育課の方でいろいろとご検討いただきたいと思います。その他にありませんでしょうか。佐藤委員どうぞ。

○佐藤委員

資料の25ページ下段の④スクールソーシャルワーカー活用事業の関係です。令和4年度も4名が配置され、福祉と精神保健に関して専門知識を有する者が様々な支援を行ったということですが、県教委が10月に「令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果を公表しました。その中に、いじめや不登校の実態が出ております。県内の小中学校の不登校児童生徒数が令和3年度は約2,400人だったのが、令和4年度は約2,700人と300人増加しております。2,700人というのは非常に多いですが、9月の宇佐市議会で令和4年度の宇佐市の小中学校の不登校児童生徒数は27人



と仰っていたと思います。県内 2,700 人に対して宇佐市は 27 人と 100 分の 1 で非常に少ないです。県下の不登校児童生徒数が増加傾向にある中で、宇佐市の不登校の子どもたちはどういう傾向なのでしょう。場合によっては、ソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの配置が変わってくると思うので、協議・調整していただきたいと思います。

○市長

ありがとうございました。不登校・いじめ問題だったと思いますが、学校教育課長お願いします。

○学校教育課長

9 月の市議会でお話した 27 名というのは、不登校の傾向がある子どもたちの人数です。学校には行けるけど別室登校などを行っている子どもたちの人数が 27 名で、実際の令和 4 年度の宇佐市の小中学校の不登校児童生徒数は 80 名程度です。県と比べると低い状況ではあるんですが、国や県と同様にここ数年は増加傾向にありますので、そこは大きな問題とっております。

また、スクールソーシャルワーカーによる不登校の子どもたち、またはその保護者に対する相談件数が、ここ数年で急激に増加しております。相談の結果、フリースクールやせせらぎ教室等に支援がつながったり、発達特性の部分で学校に行けない子どもについては病院受診を行ったりと、様々な関係機関につなぐことができているので、学校教育課としても、スクールソーシャルワーカーは今後さらに必要性が高まると考えております。

○市長

ありがとうございました。いかがでしょうか。

○佐藤委員

要点はわかりましたが、ひとつ気になることがあります。先ほどお話した「令和 4 年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の中で、いじめの認知件数が令和 3 年度は約 10,500 人だったのが、令和 4 年度は約 9,400 人と減少しております。いじめの認知件数は、専門家であるスクールロイヤーやスクールソーシャルワーカーを適切に配置できたから減少したと思うんですが、にもかかわらず不登校児童生徒数が増えたのは矛盾しているような感じがします。私はいじめ問題と不登校は連動しているのですが、必ずしもそういうわけではなんでしょうか。

○市長

ありがとうございました。学校教育課長よろしいですか。

○学校教育課長

本調査では不登校の要因も同時に調査をしており「いじめなどの学校に係る問題」「家庭に係る問題」「無気力などの本人に係る問題」と、いろいろ観点を分けて調査していますが、いじめが原因の不登校の割合はごくわずかです。なので、いじめが減ったから不登校の数が減るという関連性はあまり高くないと考えております。実際は、本人に係る問題の割合が多いんですが、それが原因のすべてではなくて、家庭環境等の周囲の環境も複雑多様化していますし、本人の特性としていろんな発達障害を持った子どもたちが増えている状況が、不登校傾向の増加につながっていると考えております。

○市長

そのような見解ですけど。よろしいでしょうか。

○佐藤委員

よくわかりました。

○小野委員

よろしいですか。

○市長

どうぞ。

○小野委員

私が言いたかったことを佐藤委員が仰っていただいたんですが、もう少しお聞きしたいことがあります。宇佐市の不登校児童生徒数は80名程度いるということで、思っていたとおり少くない数字でした。資料の21ページ⑨児童生徒の心のケアや教職員のメンタルヘルスへの早期対応もB評価になっているので、妥当かなと思っております。現在、宇佐市では不登校の受け皿として、各学校の空き教室で先生方が時間を工夫しながら順番で対応したり、学校に行けないお子さんはせせらぎ教室やフリースクールで対応したりしていると思うんですが、いまの状況で不都合や課題があるのでしょうか。また、今後の対応はどのように行っていくのでしょうか。報道等によりご存じの方もいらっしゃると思いますが、玖珠町が小中一貫の不登校特例校を来年4月に開校させる方向で検討しております。不登校への取り組みが変わりつつある中で、宇佐市の教育委員会としても何かしらの方向性を示す時期にきているのではないかと思いますので、このままやっていけるのか、あるいはもっと対応策を考えていく必要があるのか検討していただけたらと思います。

それから先生方の健康面についてです。コロナの影響で、児童生徒だけでなく先生方もメンタル面が弱ってきています。それに加えて、人員不足により仕事が大変な状況になっているのは世間が認めることだと思います。ぜひ、資料の21ページ⑧学校における労働安全衛生管理体制の整備の欄に書いてあるように、超過勤務によって勤務時間が過重になっている先生方には意識させるようにしていただきたい。仕事に追われて「やらないといけないから」と、多忙な現状に麻痺して自分の健康を顧みず日々の業務を行い、きついことに慣れてしまっていることが心配だなと思います。定期健康診断の結果、二次検診が必要な教職員は全員二次検診に行くように、産業医には必ず面談に行くように、こころのコンシェルジュ等を活用して息抜き・ガス抜きをする体制をとれるように働きかけをお願いしたいと思います。

#### ○市長

ありがとうございました。また学校教育課長よろしいでしょうか。

#### ○学校教育課長

不登校対策については、9月の議会でも申しましたが、別室登校の対応は、時間が空いた先生が入ったり、管理職の先生や養護の先生が入ったりと、いろんな先生たちが代わる代わる対応しています。学校現場としても、ずっと同じ先生が対応するのと、いろんな先生が入れ代わり立ち代わり対応するのでは、学習指導はもとより、その子に十分に寄り添った心の指導は難しいと感じているところは随分あると思います。県が登校支援員を増やそうとしておりますので、市も別室登校に専属で配置する登校支援員を増やしたいと考えているところです。人数的には、全ての学校に配置できるわけではないんですが、少しずつ取組を進めていけたらと考えております。

先生方の健康問題についても、学校教育課として大きな問題だと捉えております。先日の校長会で二次検診の受診率が100%になるように、校長先生から職員に声掛けをして必ず受診してもらうようにしてくださいとお伝えしたり、産業医やこころのコンシェルジュとの面接を促したりしています。ただ、小野委員のおっしゃるとおり先生方が忙しいことに慣れてしまっている部分はあると思いますので、その意識は変えていかないといけないと思います。ただし、業務量が変わらないのに勤務時間だけ短縮するのは無理がありますので、業務の精選やICT化による業務改善などを今後さらに進めていかなければならないと認識をしているところです。

#### ○小野委員

ありがとうございます。

○市長

労働安全の話もあったかと思いますが、教育次長いかがですか。労働安全衛生管理体制は教育総務課が関係するのかと思います。

○教育長

ちょっと私の方からいいですか。

○市長

どうぞ。

○教育長

不登校の原因は子どもたちの無気力・無関心が大半で、学校における友人関係はほんの一部です。学校における友人関係については学校教育と学校現場で全力をあげて取り組むべきだと思うんですけども、子どもたちの無気力・無関心については家庭教育での支援が果たす役割がとても大きいです。教職員がいま最も困っているのは、このような学校だけでは解決できない課題です。スクールソーシャルワーカーと支援を行いますが「保護者も学校に行かせたい」「本人も学校に行きたい」「社会復帰をしていきたい」というベクトルが学校側と揃っている家庭は取組が前向きに進みます。一方で「保護者も無理に学校に行かせなくてもいい」「本人も行きたくない」という家庭は、学校がいくら支援の手を差し伸べても受け取ってもらえません。だから、学校だけで対応するのではなく、福祉や子育て等の関係機関と連携し、家庭支援も踏まえて対応しなければ、不登校問題はなかなか解決できないと感じています。

また、教職員が心身に不調をきたす大きな理由は保護者対応や部活動による長時間の時間外労働です。各学校で職員会議などの業務の見直しを始めて5年ほどたっていて、ある程度の業務の精選は終わっています。だから、教職員の健康を守るためには長時間労働を解消する必要があり、そのためには人員が不足しているので、個人や学校単位ではなく、国や県と一緒に教育課程や教職員の働き方などの全体的な方向性を、中長期的に考えていかなければならないと市教委としては考えています。

○市長

ありがとうございました。以上のようなことですが、いかがでしょうか。

○小野委員

とてもいい展望だと思います。まさにそのとおりで、学校だけじゃなくて関係機関と連携していかなければ、不登校問題は解決できないと思います。そういう意味でも、フリー

スクールの中に関係機関が入って、子どもの心のケアや家庭教育の支援を行っていく必要があるのではないかと考えております。

○市長

古里委員どうぞ。

○古里委員

いまの意見に関連して、社会教育課の家庭教育へのアプローチがこれから大事になってくると思います。資料に「出生前から家庭教育の重要性の周知や啓発に取り組むことも必要になっている。また、保護者みずからが家庭教育の主体であるという意識づけや、地域を始めとした様々な繋がり作りを図ることが重要である」とあるように、社会教育の方から連携して、家庭教育の一環として地域が子育て支援のネットワークに加わるとスムーズな支援につながるのではないかなと思うんですが、具体的にはこういった活動が考えられるのか教えていただきたいと思います。

○市長

社会教育課長お願いします。

○社会教育課長

本来であれば、家庭に子どもができる前から「家庭教育の重要性の周知啓発」「保護者が家庭教育の主体であるという意識づけ」「地域等との繋がり作り」等を行っていくべきと思いますが、現在の政策的には子どもの発育や健康状態を支援することが主なところになっていて、教育ということが抜けていたかなと考えております。社会教育課としては子育て講演会等を行っておりますが、関心がある人が参加しているだけで、本当に支援が必要な人に届いているのかなという状況ですので、子育て支援課と連携して出生前後の健診時に、少しでも教育面のお話ができるように取り組んでいきたいと考えております。

○市長

ありがとうございました。

○古里委員

地域の中では、地域と保護者の考え方かなりの違いやズレを感じていて、どうやったら子育て世代が地域の中に入ってくれるのかは悩みの種です。地域と保護者の繋がりづくりを中心に取組を進めていただけると、必要な家庭に必要な支援が届くようになるのではないかなと思いますので、よろしく願いいたします。

○社会教育課長

よろしいですか。

○市長

どうぞ。

○社会教育課長

就学前には、家庭教育支援として社会教育課が作成した教育コーチングのパンフレットを配布しているのですが、その前の支援が出来ていない状況なので、皆さんと一緒に考えながら取り組んでいきたいと思っております。

○市長

先ほど挙手をしていただきましたが、徳光委員なにかございますか。

○徳光委員

資料の 59 ページに「学校・家庭・地域・関係機関等の連携を強化し、学校現場の事務負担軽減の環境を作る必要がある」とありますが、実際に PTA 活動を行う中で、連携が上手く出来ていないと思う出来事があったので、お話させていただきます。

私は娘の中学校の PTA の学年委員長と研修部長をやっています。人権講演会等の活動を行いながら、学校と家庭が連携するのはとても良いことだと実感しています。そんな中、学校から「宇佐市 PTA 連合会の研修会があるので出席参加者を募ってください」と依頼を受けました。私は各クラスの委員長や自分のクラスの保護者の連絡先を全て把握しているわけではありませんで「参加者を集めるために連絡先を教えてくださいませんか」とお願いしましたが、個人情報保護を理由に断られました。「それではどうやって参加者を集めたらよいですか」とお聞きしたら「知り合いの方に声をかけてください」と言われました。このような状況でどうやって連携を図っていったらよいのでしょうか。

委員長などの役職に就いている方たちは自分から望んでなった人ばかりではありません。皆から推薦されて「やる人がいなのであれば自分が学校に協力しよう」という思いで引き受けている人もいます。個人情報保護は分かりますが、それを理由に一蹴されたら保護者間の連携も取れないし、学校と連携しようという気持ちも無くなってしまいます。PTA なんて必要ないし、参加者も先生が集めればよいと思ってしまいます。今までは、コロナ禍でいろんな活動がなかったので、学校と各保護者の繋がりで良かったのかもしれませんが、5 類に移行してからは研修会等が再開され、人を集める機会も増えると思いますので、保護者同士の繋がりができるような取組をしていただけたらと思います。

○市長

意見をお話になっていただきましたが、いかがでしょうか。学校教育課と社会教育課だ  
とおもいますが。

○学校教育課長

学校教育課から。

○市長

まずは学校教育課からお願いします。

○学校教育課長

各学校では連絡網を配るなど、個人情報の提供ができない状況であることは把握してい  
るんですが、必要な連絡をするために、保護者の了解を得たうえで学年委員長に連絡先を  
教える等の対応はできるかと思しますので、学校はもう少し家庭との連携を考慮するべき  
だったのかなと考えております。

本人の了解なく連絡先などの個人情報を提供することは出来ませんので、学校には「連  
絡の手段については方法を考えて工夫しながら、学校と家庭の連携を図っていくべき」と  
伝えていければと思っております。

○市長

そうですね。それでは社会教育課お願いします。

○社会教育課長

P T Aの担当は社会教育課ですので、委員さんにはいろいろとご尽力いただき感謝して  
おります。個人情報については取扱いが難しいところもあるとは思いますが、社会教育課  
からはP T A联合会の方に「情報の共有が出来るようにするにはどうしたらよいか一緒に  
考え、改善ができるところは改善したい」と伝えていきたいと思っております。

○市長

教育長いかがですか。

○教育長

私も8月末まで四日市北小学校の校長でしたので、そこでの事例を紹介させていただきます。  
以前は、学校が作成した連絡網を保護者了解のもとでP T Aにお渡ししていました。  
しかし、P T Aの強制加入が問題になる中で「保護者の個人情報が学校から了解もなくP

PTAに提供されているのでは」と強く追及されるものですから、ひとつ線を引かなければならなくなりました。徳光委員がおっしゃるように学校は保護者名簿を持っていますが、その個人情報にはPTA活動では使えません。なので、保護者同士の連携を取るためにはどうしたらいいかを協議し、PTAのための名簿を作りました。四日市北小学校PTAとして「情報を集めて共有していいですか」「共有するのが難しいのであれば学級委員長にだけ提供してもらえませんか」と呼び掛けて名簿をつくるんです。とても面倒で無駄なことだと思いつつも、現状では必要になっています。このような取り組みを広めていかないと、PTA内で連絡を取り合うことが難しいという現実があります。もしも、学校とPTAが連携して保護者の連絡先を共有するのであれば、学校に連絡先を提供してもらう際にPTAにも情報を提供してよいか確認し、断られた場合にはPTAからの連絡をどうするかまで確認する必要があると考えています。

○市長

いかがでしょうか。

○徳光委員

個人情報を保護しながら連携を強化していくので、学校の負担も大きく大変だと思いますが、PTA会長等と協議して「どうすればPTA会員同士の連携をとることが出来るのか」を、各学校の判断ではなくて、スクールロイヤー等にアドバイスをいただきながら、最初に同意書を取る等の全体的な指針を出していただきたいと思います。先日、他校の保護者と話す機会がありましたが、どの学校も同じような状況のようでした。このままでは、保護者も「学校に全部任せます」という考え方になってしまい、学校現場も大変になるんじゃないかと思います。もし、そうなるのであればPTAのあり方を協議した方がいいのかなと思います。

○市長

ありがとうございます。良いご提案ではなかったかなと思います。緊急連絡網をLINEで作ってはどういう話が議会等であると思いますが、その辺の進捗状況はいかがですか。

○学校教育課長

校内の緊急連絡網ということでしょうか。

○市長

「不審者が出た」「天候悪化につきお休みをします」等の情報を保護者に発信する際に、LINEに登録してもらったら全員に一斉に連絡が出来ます。議会等で、そういった取組



を進めてはどうかという話があったように記憶しているのですが。

#### ○学校教育課長

各学校が使っているメールシステムは統一が出来ていません。広告が入ってきますが、学校安心メールのような無料のメールシステムを各学校が利用し、保護者に登録してもらってメールを一斉配信しています。生徒数が少ない学校ではLINEを利用していると聞いておりますが、ほとんどの学校は無料のメールシステムを各学校が選択して利用している状況です。

#### ○教育長

学校からの情報は全家庭にメールまたはLINEで配信できるようになっていますが、徳光委員がおっしゃるとおり保護者相互の繋がりはできていません。

#### ○徳光委員

保護者同士の連携は保護者同士に任せますと言われても、全員が集まる機会もそんなにありませんし、集まったとしても連絡先を交換しようとはなりません。やはり、学校から何かしらの方針を示していただかないと、難しいところがあると思います。

#### ○教育長

保護者活動のあり方と宇佐市PTA連合会活動のあり方を見直す必要があるかと思います。いままでは、研修会等がある時は要請人数を宇佐市PTA連合会が各学校に、学校からPTA会長に、PTA会長から各学級の役員に伝えて参加者を集めていました。いまは学校に要請することが難しくなっているので、PTA連合会から直接、各学校のPTAに要請されますが、保護者同士の連絡方法がないので人を集めるのが難しくなっています。今後のあり方を宇佐市PTA連合会とも話をしながら、社会教育課と学校教育課の方で検討していきたいと思います。

#### ○市長

そうですね。少し検討してみてください。時間が少し下がってまいりましたので、1点目の協議調整事項についてはこの程度にしたいと思いますがよろしいですか。それでは、2点目の生活道路の防犯・安全については関係各課が入りますので一旦休憩を取りたいと思います。10分の休憩を取って、45分再開ということでお願いしたいと思います。では一旦休憩いたします。

《休憩》

○市長

よろしいでしょうか。それでは再開いたします。議題の2点目、生活道路の防犯・安全について、現在の状況等をまず危機管理課長からご説明お願いいたします。

○危機管理課長

皆さんこんにちは。危機管理課長の中島と申します。当課の方からは、左上に危機管理課資料と記載されている資料に基づいて「防犯カメラ設置等の防犯対策」について説明をさせていただきます。

防犯カメラにつきましては、安全安心なまちづくりの実現のために、地域の自主防犯活動の支援を目的に、自治区、まちづくり協議会、PTA等が取り組む地域内の道路や通学路、もしくは公園など、不特定多数の人が利用する場所に防犯カメラを設置する経費の一部の補助を令和3年度から行っております。

まず資料1ページに令和3年度と令和4年度の実績表を添付しており、過去2年間で17地区41台の防犯カメラ設置費用の補助を行っております。2ページから4ページは防犯カメラの設置事例でございますが、自立柱に設置した防犯カメラ、撮影された映像を確認するモニター盤、防犯カメラ撮影中と表示した看板の写真を掲載しております。本事業ではこのような防犯カメラ設置を周知する看板も補助の対象となっております。5ページは補助を行った17地区の実施状況図となっております。6ページから10ページは防犯カメラ設置費補助金交付要綱を添付しております。なお、防犯カメラの補助事業につきましては、大分県警が「地域見守り力向上事業」というものも行っております。

また、当課では防犯カメラ設置補助とは別の防犯対策として、平成25年度から自治区が自主的にLED防犯灯を設置する防犯活動に対しても経費の一部の補助を行っております。補助の対象となるのは「LED防犯灯の新設」「蛍光灯等の従来型防犯灯からLED防犯灯への取替え」「故障したLED防犯灯の取替え」となっております。11ページに過去3年間の実績を記載しております。12ページと13ページはLED防犯灯の設置事例となっております。14ページから16ページはLED防犯灯設置補助金の交付要綱を添付しております。これまでの実績として、累計で6,271基のLED防犯灯の設置に補助を行っております。

当課としては、この補助金制度の他に、ご覧になったことがある方もいらっしゃると思いますが、防犯パトロール車、通称青パトにて乗務員3名で市内の防犯パトロールを実施しております。不審者情報等を受けた場合に、警察に通報することはもちろんですが、巡回ルートを変更して周辺の重点的なパトロールを行い、犯罪の発生防止に努めております。

○市長

ありがとうございました。続きまして、土木課長から説明をお願いします。

## ○土木課長

土木課長の熊埜御堂です。お手元にあります、右上に土木課資料①と書いている資料で説明をさせていただきます。近年、通学路での交通事故が多発しております。千葉県八又市や浜松市の事故等のように児童たちが被害に遭わないためには、基本的にはドライバーの交通安全意識が大切と思っております。

生活道路の安全対策について、初めに国土交通省と警察庁による生活道路の交通事故発生状況調査について説明します。資料1ページ左上のグラフをご覧ください。交通事故死者数の推移となっております、昭和45年が過去最多、令和4年が過去最少となっております。続いて右のグラフをご覧ください。道路種類別の交通事故件数の推移です。幹線道路幅員（5.5メートル以上の広い道路）での事故が多いんですが、近年は車両の安全技術の開発等もあり、非常に減少しております。ただ、生活道路（5.5メートル未満の狭い道路）については減少傾向にあるものの減り方が緩やかなので、生活道路の安全対策を重視するのが国の指針となっております。左下のグラフをご覧ください。状態別の交通事故死者数の割合で、歩行中・自転車乗用中が約半数を占めています。また、右下のグラフでは、歩行中・自転車乗用中の死者数の約半数が、自宅から500メートル以内で発生した交通事故によるものということがわかります。

続きまして、2ページをご覧ください。生活道路の人口あたりの死傷者数・死亡者数につきましては、死傷者数では小学生が、死亡者数では75歳以上が非常に多いという結果となっております。左下に自動車等の速度と歩行者の致死率のグラフがありますが、時速30キロを超えると致死率が非常に上がるので、近年では最高速度30km/hの交通規制や速度を30km/h以内に抑える対策が重要視されております。

続きまして3ページをご覧ください。国は速度を減速させる取組としまして、学校や商店街周辺等の生活道路においてゾーン30プラスというものを推進しております。内容を簡単に説明しますと、まず警察が最高速度30km/hの規制をかけます。さらに、速度規制にプラスして、私たちの道路管理者が進入抑制対策や速度抑制対策の物理的デバイスを設置します。こういった取組が非常に有効となっております。

続きまして4ページをご覧ください。宇佐市の道路管理者が行っている生活道路の安全対策を掲載しております。現在、宇佐市では地域からの要望を踏まえ、関係機関・関係団体と協議し、「歩道の整備または既設の歩道への車両防護柵の設置」「歩道がない路線に歩行空間を確保するための外側線・幅広路肩等の設置」「車両の通過速度が速く歩行者が危険を感じる場合はハンプ・シケインの設置及び幅員の狭小」「交差点での安全対策として車両防護柵の設置や交差点の路面標示」「自転車の利用者が多い区間では自転車通行帯の路面標示」「家屋等が近くにない夜間に暗い路線には見守り灯の設置」等の地域に合った対策に取り組んでおります。また、ページの下の方に実施した対策の写真を掲載しております。右下の「ぼっ！」という路面表示は、柳ヶ浦小学校、長洲小学校周辺に設置してお

り、ドライバーに子どもの飛び出し等があるという注意喚起を方言で行っております。

続きまして、少し飛んで9ページをご覧ください。国土交通省に生活道路対策エリアとして宇佐市四日市南地区を登録し、ETC2.0を設置している車の速度超過や急停止等の運転情報や衝突事故等が起きた際の状況を分析したものになります。四日市北小学校から中津方面の道路は速度が減速されており事故が減っています。これは平成26年度からハンプを3基設置したことによるものと考えております。一方で、図の右半分、青い矢印で示している道路につきましては、通行量が多く、最高速度30km/hの規制がかけられておりますが、40km/h以上出している車両も多いということで、地域から対策をしてほしいという要望がありました。それを踏まえまして、10ページをご覧ください。ハンプの設置箇所図です。先ほどご説明したとおり①から③は平成26年度に設置し、④から⑨は地域からの要望を受けて追加しました。追加後に行ったアンケート調査では76%がハンプを通行する際に速度を落とすようになったと回答しております。アンケート調査結果は5ページから8ページに掲載しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

最後に11ページをご覧ください。アンケート調査でいただいた意見を掲載しております。「非常に効果がある」「今後も増やして欲しい」という意見もございますので、今後も検証を行いながら、地域や学校、公安委員会とも連携を図って安全対策に努めていきたいと思っております。

#### ○市長

ありがとうございました。以上で説明が終わりましたけども、委員の皆さんから何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。佐藤委員どうぞ。

#### ○佐藤委員

危機管理課資料の6ページ、防犯カメラ設置補助要綱に対象は、国道、県道、市道等の公道または公園等とありますが、例えば自治公民館や集会所等の施設も対象になるかどうか。あわせて、社会教育課の関係になると思いますが、市の公民館への防犯カメラ設置は今後どうなるかを教えていただきたい。

#### ○市長

ありがとうございました。危機管理課長お願いします。

#### ○危機管理課長

佐藤委員がおっしゃったように補助要綱第4条第2項に設置する箇所の記載がございます。道路や公園その他の子どもの遊び場など不特定多数の方が利用する場所と記述されている関係上、公民館は対象外になると考えております。

○市長

そのような回答ですが。

○佐藤委員

社会教育課は将来、防犯カメラを設置する計画はあるんですか。

○市長

社会教育課長お願いします。

○社会教育課長

現在、まちづくり協議会が高並公民館に道路に向けた防犯カメラを設置しております。その他の公民館につきましては、いまのところ設置は考えておりません。ただ、今後の状況で設置しなければならなくなった時には検討したいと思っております。

○佐藤委員

教育委員会ではないと思いますが、スポーツ振興係が管理しているスポーツ公園はどうなのでしょう。

○市長

前文化・スポーツ振興課長の学校給食課長お願いできますか。

○学校給食課長

昨年度は文化・スポーツ振興課長でした。私が答えていいのかわからないですけども、総合運動場には駐車場がありますので外向けの防犯カメラを設置しています。三和酒類スポーツセンターにも何基か設置していると聞いております。平成令和の森スポーツ公園は不特定多数の方が利用するので設置の準備をしております、設置済かどうかははっきりわかりません。

○佐藤委員

そうですね。県外から来ている人が多いから。

○学校給食課長

宇佐施設管理公社から要望が上がってございましたので、その対応については担当課が行っていると思います。

○佐藤委員

それはこのような補助を使わずに担当課が自らですか。

○学校給食課長

そうです。施設の整備として防犯カメラを設置しています。

○佐藤委員

わかりました。

○市長

よろしいでしょうか。その他、ご意見がある方は。小野委員どうぞ。

○小野委員

防犯カメラへの補助は大変ありがたい取組ですので、今後も進めていただきたいと思えます。ひとつお聞きしたいのが、設置後のメンテナンスです。何か事件が起きればカメラの映像を確認すると思いますが、定期的に正しく作動しているか確認するのでしょうか。故障等により動かなくなることもあると思うので、どうなっているのでしょうか。

○市長

危機管理課長、いかがでしょうか。

○危機管理課長

自治区が設置と維持管理を行いますので、メンテナンスも自治区が行います。補助金申請受付時に当課で作成した防犯カメラ設置運用要領をお渡ししており、メンテナンスや映像の取り扱い等について記載しておりますので、自治区の方にしっかり説明をして、ご理解のもとに防犯カメラ設置に取り組んでいただいております。

○小野委員

それでは、ある程度の期間、例えば1年に1回とか、危機管理課に報告するようにはなっていないんですか。

○危機管理課長

はい。そういう報告等は特に求めておりません。

○小野委員

自治区が責任を持って維持管理し、何かあった時は連絡するということですね。

○危機管理課長

そうです。何かあった時は事件が起きたということですので、その場合は警察や消防から自治区に問い合わせをして、映像を確認するという取り扱いになっております。

○市長

よろしいでしょうか。古里委員どうぞ。

○古里委員

過疎地の高齢化といいますか、1人暮らしの高齢者が増え、あわせて空き家も増えているので、生活道路を取り巻く環境が日々刻々と変化していると思うんです。過疎地の高齢者は車がないと生活が難しいので車を使いますが、生活道路が暗くて自分の家に帰るのにも道を間違えたり、田んぼに突っ込んだりしています。なので、外灯を設置する等の対策を臨機応変に行っていただきたいと思います。

○市長

土木課長いかがでしょうか。

○土木課長

古里委員がおっしゃるように、高齢者の方は生活のために車に使わないといけない場合があります。まずは地域から要望をいただければ、道路管理者として対策が出来ます。夜間暗い道路には、車のライトが反射して道標になるので外側線を引いたり、危険箇所には防護柵を設置したり等の対応が可能ですので、ご相談いただければと思います。

○市長

よろしいですか。徳光委員どうぞ。

○徳光委員

危機管理課が実施している防犯カメラと防犯灯の補助金なんですけど、申請しないといけないので、自治区の自主性が重要だと思うんですが、制度の周知はされてるんですか。

○市長

危機管理課お願いします。

○危機管理課長

自治会連合会という区長が集まる場がありますので、そこで事業を紹介しています。

○徳光委員

設置して欲しいときは、区長さんに言えば、区長さんから危機管理課に申請されるかもしれないということですか。

○危機管理課長

おっしゃる通りです。

○徳光委員

ありがとうございます。もう一点お聞きしたいことがあります。道路についていろいろと対策をしてくださってありがたいと思っています。豊川小学校の前の道路も気を付けてゆっくり走るようにしています。土木課とは関係ないかもしれませんが、ブロック塀についてです。最近、ブロック塀からフェンスになったところが増えてきたと感じるんですけど、ブロック塀についての取組は、進捗度などはどうなっているのでしょうか。

○市長

土木課長お答えいただけますか。

○土木課長

個人の方がブロック塀を作る場合は、道路との境界確認の立ち会いが必要になります。また、建築基準法上、ブロック塀は建築構造物になり高さの制限もあります。申請があれば土木課と建築住宅課が安全性を確認し、ブロック塀によって見通しが悪くなれば、カーブミラーを設置したり、公安委員会と協議して一旦停止の規制をしたりと、いろんな対策ができますので、危険を感じる箇所があれば現場ごとの安全対策をしていきたいと思っています。

○徳光委員

見通しももちろんなんですけど、地震が起きると倒れる可能性もあるので、子どもなどの歩行者の安全面を考慮して、行政から「ブロック塀ではなくフェンスにしてください」という注意喚起があればいいなと思います。

○市長

私から補足の説明をしたいと思います。大阪で地震があり登校中の小学生が倒壊したブ



ロック塀の下敷きになってお亡くなりになるという、大変悲惨な事故がありました。それを踏まえて、ブロック塀についてはまず大きな地震が起きても倒壊の危険がないか診断をします。診断の結果、危ないということになると、控え壁というもので強化するか除去する必要があります。宇佐市にはいくつか条件はありますが、除去費用の一部を補助する制度があります。今年の2月にトルコで大地震がありましたので、南海トラフ地震に備えて、「自宅のブロック塀は大丈夫ですか。除去費用の一部補助もありますよ」という動画を出してはいるのですが、あんまり反応がなくてですね。国内で地震があると問い合わせが急増加する傾向にあります。補助制度はありますので、周知徹底については引き続き行っていきたいと思います。

○徳光委員

よろしいですか。

○市長

徳光委員どうぞ。

○徳光委員

その動画拝見しました。ありがたいなと思っています。もうひとつ別件なんですけど、おそらく市道ではないと思いますが、宇佐高校に行くときに坂道があります。その坂道が夜はいつも暗く、段差が結構あるので、バリアフリー化のような対策をしていただきたいと以前の総合教育会議でお願いしたら「それは国か県なので報告しておきます」と言ってくださったと思うんですけど、まだ対応していただけていないので、もう一度、国か県に報告していただけるとありがたいです。

○市長

土木課長、いかがですか。

○土木課長

宇佐高校の生徒を送り迎えする道路でよろしいでしょうか。

○徳光委員

そうです。

○市長

裏門ではなくて、正門の方に行く道ということですね。

○徳光委員

そうです。

○土木課長

わかりました。市道であれば、土木課で対策ができますので、後程、詳しい場所を教えてくださいてもよろしいでしょうか。

○徳光委員

ありがとうございます。

○市長

よろしいですかね。先ほど危機管理課からLED防犯灯の補助制度の説明があったと思います。私が市長になってすぐに制度を作って推進してきました。各自治区には、もともと電柱に蛍光灯の防犯灯が付いていましたが、あれをLEDに切り換える費用と新たにLED防犯灯を設置する費用に補助をしております。制度を始めて10年がたちましたが、LEDの寿命が約10年といわれておりますので、現在は故障したLED防犯灯の取替えの補助も行っています。実績として6,000基以上に補助をしておりますので、ほとんどの防犯灯がLEDになっていると思います。しかし、この制度では自治区内の明かりは一定程度保たれますが、自治区と自治区の間が暗いままでした。そこで、安心安全みまもり灯設置事業を平成30年度から始めました。この制度について土木課長から少しご説明いただけますか。

○土木課長

最初に「宇佐高校周辺の道路が暗いので対応できないか」と教育委員さんから要望があり、高校生議会でも宇佐高校から同様の要望がありました。そういった中で市長から命を受け、新たに「安心安全みまもり灯設置事業」を作り、今までに128基設置しております。事業内容ですが、設置は市が行います。電柱がなければポールの設置から行います。電気代だけは、自治区やまちづくり協議会、PTA等の申請した団体に負担をしていただいておりますが、LEDなので電気代は非常に安いです。設置には周囲に民家がないことなどいくつか条件がありますが、危険な箇所がありましたら、お声がけいただければと思います。また、危機管理課同様、制度の周知は自治区連合会を通じて行っております。

○市長

これらの制度については、市が通学路等を確認して「ここが暗くて危険だから対策しよう」という制度ではなくて、自治区からの申請主義になっています。だから、自治区の方

に言っていただくと、区長から市に申請が出るという形になっております。他の制度との均衡上、市が一方的に設置場所を決めるようにすると、事業が進めにくいというところがありまして、自治区から申請をいただいて「維持管理は自治区が行うので速やかに設置して欲しい」という制度になっています。なので、事業が進んでいる自治区とそうでない自治区が散見されますが、そういった事情があります。

○徳光委員

宇佐市のLINEに危険箇所の写真を送れば対応してくれるサービスがあると思いますが、すごく良い取組だと思います。いろいろと頑張ってください感謝しております。

○市長

ありがとうございます。その他ございませんでしょうか。ないようでしたら議題の2点目については、この程度にしたいと思います。その他ですが、何かございませんでしょうか。

○佐藤委員

はい。

○市長

佐藤委員どうぞ。

○佐藤委員

一般的なことになりましたが、広い意味での人権の取組についてです。最近、メディアで盛んに報道されておりますが、ある大手芸能プロダクションの性加害問題が明らかになりました。その原因として、強い立場と弱い立場の人が教育関係から生まれてきたんじゃないかと思いました。このような上下関係で発生した性加害問題は、そのまま教育や福祉の現場でも起こり得るんじゃないかと思うんです。教職員は能力的にも関係的にも強い立場になると思います。児童生徒、特に小学校低学年になるとなかなか物事の分別もつかないし体力も弱いので、強い立場の者から声を掛けられたり体を触られたりしても、嫌という意思を示すのが難しいと思います。なので、われわれ大人たちが、特に学校では教職員同士で「子どもたちが嫌がることをするのはやめましょう」と声を掛け合える雰囲気や空気づくりをどうしたら急速に進められるのかと、あの報道を目にして思いました。

○市長

ありがとうございました。その辺については学校教育課長いかがでしょうか。

○学校教育課長

学校でのスクールセクハラ防止については、年4回、教職員に対する服務規律研修を県からの指示で行っております。さらに、毎月開催する校長会等でも、児童生徒への体罰やパワハラ・セクハラをしない職場環境づくりのために、服務規律研修を実施していただいております。研修については、校長から講義形式で説明するだけではなかなか伝わりにくいので、グループ討議を行ったりと、実効性のある研修の仕方について、各学校で工夫をしながら取り組んでいただいているところです。

○市長

よろしいですか。

○佐藤委員

ぜひ進めていただきたいと思います。

○市長

重要な案件ですので、不断の努力をお願いしたいと思います。その他ありませんでしょうか。ないようでしたら、私の方から皆さんに意見をお伺いしたいことがあります。

9月議会で、水協議員から教職員の負担軽減について「宇佐市の年間授業時数は標準授業時数を満たしているのか、どの程度上回っているのか」と一般質問がありました。その回答は令和3年度では40～50時間上回っているということでしたので、「夏休みを1週間前倒して8月末から2学期を始めているが、以前のように2学期の始業を9月に戻してはどうか」という提案がありました。教職員の負担軽減や昨今の異常に暑い中、わざわざ登校させて授業することが本当に必要なのか教育委員会として検討していただけないかということですが、お聞きするとごもっともかなというようなところもありますので、ぜひ教育委員の皆さんの見解をお聞きしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○古里委員

授業時数が心配ないくらい十分に確保できている前提ですが、今後、若い先生がどんどん増えていきますので、1学期を終えて一段落したところで、2学期の計画を立てたり、自分を見つめなおしたり、研修を受けたりする時間の確保や、普段は忙しくて悩んでいる教職員がいてもじっくり関われない現状があると思いますので、夏季休暇中に職場内の関係性が構築できるのであれば、若い先生も安心して2学期のスタートが切れると思うので、夏休みを元に戻してもいいのかなと思います。ただ、夏休みが増えることで、つらい思いをする子どもや家庭があるならば、学校だけで対応するのではなくて、どんな支援が必要なのか関係機関と一緒に洗い出す必要があると思います。

○市長

ありがとうございました。他にありませんでしょうか。

○小野委員

私が学校現場にいたときに、夏休みを前倒しして2学期を始めるようになりましたが、保護者や教職員の理解を得るのに大きな課題がありました。取組を始めて数年がたち、今の状況に慣れてきたところで、急激な変化は少し考えるべきかと思います。ただ、教職員の過重労働問題もありますので、基本的には夏休みを元に戻す方がよいのではないかと思うんですが、一番大事なところは学習時間の確保ですので、これがしっかり確保できているのか点検するとともに、保護者の理解も得る必要があると思います。また、古里委員がおっしゃったように、夏休みが元に戻ったときに子どもや家庭をどのように支援していくかという課題も解決していかなければならないと思っております。

○市長

ありがとうございました。他にございませんでしょうか。

○佐藤委員

私も諸条件が整えば元に戻した方が子どもたちも喜ぶのでよいのではと思います。

○市長

ありがとうございました。徳光委員はいかがですか。

○徳光委員

子どもたちは夏休みが元に戻ると喜ぶと思います。ただ、ほとんどの保護者は仕事をされているので「早く学校に行ってくれた方が安心」という話は聞いたことがあります。なので、変えるとなると保護者理解というところが大切なのかなと思います。

○市長

そうですね。

○徳光委員

ただ、夏休みが短い方がいいのか、もとに戻った方がいいのか、どちらが学校の先生にとって良いのかわからないんですが。

## ○小野委員

その点について、ちょっと付け加えて説明させていただきたいんですが、教職員の夏休みは休みではないんです。研修や勉強で自身のスキルアップを図ったり、2学期の準備を行ったりしています。先生方に今回の件についてアンケートを取っても「夏休みを前倒しすることで、2学期の助走が出来るので9月に慌てなくていい」という意見もあるから、賛否両論出てくると思います。また、夏季休業中の勤務のあり方が昔と大きく変わっています。昔は自宅研修権が広く認められていて、ほとんどの先生は夏休みに自宅で研修や勉強をしていました。とはいいつつも、子どもの世話や家事をして、空いた時間で教材研究などを行っていたと思います。でも、今はあまり推奨されないような雰囲気がありますし、レポートの提出が必要だったり昔に比べて利用しにくい状況にあると思います。もう少し運用の仕方を工夫して利用しやすくすれば、先生方のメンタルヘルスにもよい影響を与えてくれるんじゃないかと思います。

## ○市長

ありがとうございました。以上の点を踏まえて教育長いかがでしょう。

## ○教育長

2点ほど意見があります。まず1点目ですが、8月25日から夏休みを前倒しして2学期を始めている大きな理由として、不登校対策及び自殺者対策というところがあります。長期休養中にとってもゆっくりした生活をしている中で急に2学期がトップスピードで始まる9月1日がいいのか、5日間、徐々に慣らしていくのが良いのかということです。自由研究など宿題もかなりの量がありますので、終わっていない子にも「あと5日間あるから頑張れよ」という声掛けもできます。そこをどう捉えるか。適切な表現ではないかもしれませんが助走期間としての5日間という考え方もあります。

もう1点は授業時数についてです。最初の3日間は給食を食べて半日で帰り、あとの2日間は5時間目まで授業をして帰るので、元に戻すと22コマがカットされることとなります。数字上では標準授業時数を40~50コマ上回っているということなんですが、学校現場では授業カットというものがありまして、中学校では50分を45分に、小学校では45分を40分にして1コマの授業時間を5分間カットすることがあります。特に中学校では、中体連などの大会前に授業カットを行いますが、6時間授業ですと授業時間が30分(0.6コマ)カットされます。この5分間のカットを何日行っているか調査すると、現実の授業数・授業時間が見えてくるわけです。そういうことも踏まえながら、現状で本当に子どもたちの学力を保障できているのか検討したうえで、慎重に協議をしていきたいと思っております。

○市長

ありがとうございました。この件に関しては、今後も引き続き協議していただけたらと思います。その他にご意見等なければこの程度にしたいと思いますがよろしいでしょうか。ありがとうございました。以上をもちまして、すべての議事を終了したいと思います。皆さんご協力大変ありがとうございました。では、進行を事務局にお返しいたします。

○総務課長

皆さんにおかれましては長時間にわたりご協議いただきありがとうございました。以上をもちまして、令和5年度第1回宇佐市総合教育会議を閉会いたします。大変お疲れ様でした。ありがとうございました。